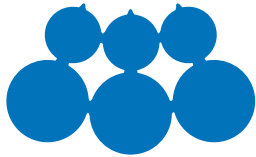




OSAKA JONAN
JAPAN



ROTARY CLUB OF OSAKA JONAN

No. 1664
2003-3-14

RI 第2660地区
大阪城南ロータリークラブ

創 立 1969年5月30日 会 長 朝倉 良
幹 事 成瀬 俊昭 会報委員長 西谷雅之

事務所 (株)近鉄百貨店 上本町店10階
〒543-8543
大阪市天王寺区上本町6-1-55
TEL (06)6771-9009
FAX (06)6772-9090
E-mail johnan25@crocus.ocn.ne.jp
HP <http://www.osaka-johnan-rc.org>
例会場 都ホテル大阪 上本町6-1-55
TEL (06) 6773-1111
例会日 金曜日 12:30

Sow the Seeds of Love

慈愛の種を播きましょう

2002～2003年度RI会長 ビチャイ・ラタクル

本日の例会

3月14日(第2例会)

1 ロータリー情報

「Intercity Meeting(I.M.)」

藤野千代磨会員

1 卓話 「古都、歴史の途、散策 パートII」

福本毅平会員

(楞川会員担当)

1 次年度理事会 11:30～12:10

都ホテル大阪 5階 カトレアの間

次週のお知らせ

3月21日(第3例会)

休会

次々週のお知らせ

3月28日(第4例会)

1 卓話 驚異的民族と、その源泉「タルムード」について

西澤正男会員

1 酒味の会 18:00～20:00

新 市

先週の記録

3月7日(第1例会)

1 ゲスト&ビジター(敬称略)

米田和秀(檀原中央) 吉川健之(大阪北)

田中経久(大阪東) 浅沼健一(大阪南)

向山裕三郎(大阪城北)

副会長報告

本日は朝倉会長が風邪のため休まれましたので、午前の理事会に引き続き例会も代役を務めることになりました。暦の上では立春が過ぎて一月になりますが、まだまだ寒気が厳しく今週は大阪市内でも粉雪が舞う日がありました。また昨日3月6日は二十四節季のひとつ啓蟄にあたり、この日には冬ごもりの虫が陽気に誘われて穴より這い出てくるの意がありますが、この寒さではせっかく這い出てきても元の穴に後戻りするのではないのでしょうか。報告によればインフルエンザは峠を越しましたが、まだ不順な気候が続く

ので風邪をひかないよう注意していただきたいと思います。昨日の朝日新聞の夕刊一面のコラム「素粒子」に「ものみな蠢きだす」と前書きして加藤楸邨の「啓蟄や、妻を一人に置くなかれ」というユーモラスな句が紹介されていましたが、先週の大東会員の卓話「家事調停に携わって」を思い出しました。長年に亙る家庭裁判所調停委員の仕事を経験していただいた卓話で大変興味深く聞かせていただきました。

本日は尾崎会員による卓話「悪質商法あれこれ」で、面白いと同時に実際に役に立つお話を聞かせていただけるものと期待しています。

自分の職業に即した卓話は今期の会長方針にも合致して大変結構なことだと思います。

会長報告は特にございませんが、明日の大阪ブルーノートでのIMは従来とはずいぶん違ったものになりそうで出席を楽しみにしています。できるだけ多くの会員の出席をお願いいたします。

幹事報告

- 地区社会奉仕委員会より「グリーン購入セミナー」の案内がきております。

日時 2003年3月28日(金)13:30～15:00

場所 和泉市コミュニティーセンター

グリーン購入とは「環境に与える影響ができるだけ少ないものを選んで購入する」ことです。

三木社会奉仕委員長に回付。

- IMには当クラブから21名の会員が出席いたします。
- 地区大会が5月9日(金)10日(土)に開催されます。お手許のご案内のとおりですので多数の会員の参加をお願いします。

委員会報告

親睦・出席委員会

委員長 池田義彦

お待ちかねの春の家族会を4月5日(土)に実施することになりました。行く先は紀州道成寺を訪ね 又和歌山マリーナシティで楽しんで頂きたいと存じます。

卓話

2月28日(第4例会)

家事調停にたずさわって

大東敏男

家庭裁判所が関与する主な家事事件は家事審判法9条1項甲類に分類される。(1)失踪宣告、子の氏の変更、未成年者の養子縁組、特別養子縁組、後見人の選任、遺言に関するもの等、審判だけで処理される事件と、乙類に分類される審判でも調停でも処理できる(2)夫婦の同居その他の協力扶助に関するもの、子の監護に関するもの、離婚に伴う財産分与に関するもの、親権者の指定又は変更に関するもの、扶養に関するもの、寄与分に関するもの、遺産の分割に関するもの。(3)調停だけで処理される離婚、離縁等一切の家庭事件に大別される。(2)に分類された事件で調停の申立が行われ、その調停が不成立の場合には、調停の申立を行った時に審判の申立があったとみなされ、当該事件は審判事件に移行する。

又、家審法23条事件は、本来人事訴訟事件になるもののうちから、婚姻の無効確認、取消、協議離婚の無効確認、取消、縁組の無効確認、取消、協議離縁の無効確認、取消、父の確定、嫡出子否認、認知、認知の無効確認、取消、身分関係存否確認、の様に個人の意思による自由な処分が許されない性質の事項を対象としているので、当事者間の合意が成立しても、調停事件として処理する事は許されない。

当事者が一定の審判をうける事に合意し、申立原因の有無に争いが無い場合には、家庭裁判所は必要な事実を調査したうえ、担当調停員の意見を聞き、正当と認めるときは合意に相当する審判を行う。この審判に対して、告知を受けた日から2週間以内に利害関係者から、異議の申立があれば、審判は当然にその効力を失い、異議の申立がないとき、又は異議の申立が不適法であるとして却下されたときは、その審判は確定判決と同一の効力を有する事となる(当事者からの異議の申立は既に合意をしているので当然受付られない)。

家事調停は個人のプライバシーに関する事件であり、非公開で行われるが、身分関係の決定は公開の席で行われる必要があるため、言わば調停委員が公開の席を代理するもので、家事審判官の審判を受ける前に、公開の場を調停に求めて、詳細に事実関係を調査した上で、合意が成立すれば審判を行うものであり、非公開の場に公開を取り込んだもので、23条審判は特別の条項である。

(3)の事件は合意に基づき調停が成立すれば、確定

判決と同一の効果が発生するが、事件が不成立となった場合は、そのまま結論がでないで終了するか、調停委員会の意見を聴き、当事者双方の為を公平に考慮して、一切の事情を見て職権で、当事者の申立の趣旨に反しない限度で、事件の解決のため離婚、離縁その他、財産上の給付を含めて調停に代わる、24条審判をすることができる。これ以外は地方裁判所における訴訟事件としての争いに移る。

ところで離婚制度を見直す一環として裁判離婚手続きのあり方についても検討が行われている。現在の調停による離婚申立が不成立に終わった場合には結論を出すためには改めて地方裁判所に離婚訴訟の申立を行わなければならない、この場合非公開で行われた調停過程での経過は資料として持ち出すことができない上、家庭裁判所の調査官による調査資料も活用出来ず無駄に終わっている。人事訴訟事件のうち離婚等の裁判の管轄を家庭裁判所に移管し、調停の開始から裁判の終結に至るまでを一貫して家庭裁判所で処理出来るように法律を改正するよう検討が進められている。

また、この外離婚後の養育費の支払いについても、現行は1ヶ月分の差し押さえが出来るだけで子供の養育費の確保に困っている片方配偶者に対して、将来支払われる予定の養育費に対しても差し押さえが可能となる等、家事債務の履行確保の方法についても法改正の検討が進められている。

にこにこ箱 nikoniko box

下の娘が結婚しました。

泉 会員

福本(毅)会員 尾崎会員 卓話の件で御無理申し上げました。 又 初孫が生まれました。

楞川会員

大阪商工会議所発行の大商ニュース3月15日号に弊社の記事が記載されます。

坂本会員

本日の卓話をさせて頂いて

尾崎会員

その他 早退1件